労働相談Ｑ＆Ａで解決！

安全衛生

Q　事務室内の温度が３０度を超えているのに、電気代がかかることを理由にエアコンの使用を禁止されています。

Ａ　エアコンを使用し、快適に作業できる職場環境になるよう求めてください。

解説はこちら

○　使用者には労働者に対し、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする義務（安全配慮義務）があります。（労働契約法第５条）

○　事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、作業環境を快適な状態に維持管理するための措置などを継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければなりません。（労働安全衛生法第 71 条の２）

○　また、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるところは、冷房、暖房、通風等適当な温度・湿度調節の措置を講じなければなりません。（労働安全衛生規則第 606 条）

○　職場が事務所で、かつ冷暖房設備がある場合、事業者はその室内の気温を 18 度以上 28 度以下になるよう努めなければなりません（事務所衛生基準規則第５条第３項）。

○　使用者は、特に夏期においては高温多湿な環境下の職場における「熱中症」予防対策を講じる必要があり、作業の管理者に対して熱中症に対する正しい知識の教育を行う必要があります。

どうすれば？

○　職場の安全衛生を管理する方に、エアコンを使用するよう求めてください。

○　室温が 30 度を超えるのにエアコンを使用せず、万が一労働者が倒れたり、死亡するようなことが起こり、因果関係が認められれば労災認定や、安全配慮義務違反で損害賠償請求を行うことも考えられます。

○　改善が図られない場合は、労働基準監督署に相談してください。

お問い合わせ

○　山梨県労働委員会事務局

〒400-8501　甲府市丸の内１－６－１　　山梨県庁北別館３階
電　話　　055（223）1827
相談時間　8：30～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）
ＵＲＬ　　https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/

◎　山梨県内の労働基準監督署

甲府労働基準監督署（管轄区域：都留及び鰍沢労働基準監督署管轄以外の地域）
電　話　　055（224）5617【安全衛生】

都留労働基準監督署（管轄区域：都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡）
電　話　　0554（43）2195

鰍沢労働基準監督署（管轄区域：南巨摩郡、西八代郡）
電　話　　0556（22）3181